

覚えておこう！ クーリング・オフ制度

一定期間（下の表に記載）内であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフすると

- ◎契約は、はじめからなかったことになります。
- ◎受け取った商品は事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらいます。
- ◎サービスを受けた場合でも対価を支払う必要はありません。
- ◎損害賠償や違約金も請求されません。

特定商取引法上のクーリング・オフ期間(契約書面を受領した日を含める)

訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アパートメントセールス等	8日間
電話勧誘販売	電話をかけるなどして勧誘し、申し込みをさせる販売	8日間
特定継続的役務提供	身体美化、知識向上等を目的として、継続的に役務を提供する取引形態（エッセイ教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療）	8日間
マルチ商法 (連鎖販売取引・ネットワークビジネス)	個人を商品などの販売員として勧誘し、「さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られる」と言って連鎖的に販売組織を拡大する取引	20日間
業務提供誘引販売 (サイドビジネス・モニター商法など)	「副業で高収入」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘し、実際は高額なパソコンや教材等を売りつける「サイドビジネス商法」や、「レポート提出などでモニター料といった収入が得られる」と言って高額な商品を販売する「モニター商法」	20日間
訪問購入	事業者が消費者宅等を訪ねて貴金属等を買い取る契約	8日間



店舗での購入や、
通信販売には
クーリング・オフ制度は
ありません。



契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為があると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

クーリング・オフ

期間を過ぎても

あきらめないで、

ご相談ください

クーリング・オフするには…

- 必ずハガキやメールなど証拠が残る形で通知します。
期間内にハガキを出せば、有効です。
- クレジット契約している場合は、
販売会社とクレジット会社に同時に通知します。
- ハガキの両面をコピーしておきましょう。
- 郵便局から「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付し、
送付の記録とハガキのコピーは保管しましょう。
- メールの場合は送信日を証明できるよう
メールそのものを保存しておきましょう。

〈ハガキの記入例〉

郵便はがき

〒 市 区 丁 目 番 号

株式会社
代表者

様

【記入例・表面】

契約解除通知書

契約年月日 年 月 日

商号名

契約金額 円

販売会社名 株式会社 営業所

担当署 氏

右記日付の契約は解除します。

年 月 日

住所

氏名

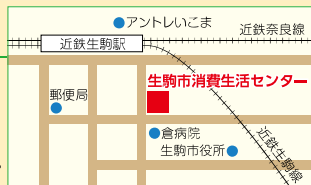
【記入例・裏面】

生駒市消費生活センター

☎ 0743-73-0550

午前9時～午後4時30分(土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休業日は除く)
〒630-0257 奈良県生駒市元町1丁目6番12号 生駒セイセイビル1階

セイセイビルには来客用駐車場はありません。
公共交通機関あるいは近隣の市営駐車場をご利用ください。



消費生活センターは
トラブル解決の
お手伝いをします(助言・あっせんなど)

**ご相談は
0743-73-0550 または⇒**

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

188



郵便受けなど
目立つところに
貼りましょう!



訪問販売お断りステッカーをご活用ください!!

困った
ときは

消費生活センターへ!!

こんなことで困ってはいませんか…?

携帯電話、パソコンに
身に覚えのない請求が届いた…



消費生活相談員が
おききます!

(相談無料・秘密厳守)

事前に相談内容を整理し、
契約書やパンフレットなど
必要書類を用意してください。

消費者
生活相談員



無料点検で大掛かりな
屋根修理工事を勧められた!!



消費生活相談員が相談内容をおききし、
情報提供や助言を行います。

事業者が交渉に応じない場合などは、
センターが中立な立場であつせんを行い、
解決できるようにお手伝いいたします。

個人間のトラブル、
労働問題、事業者からの相談は
受け付けていません

お試しのつもりだったの
定期購入になっていた



印刷時点での最新の数値に変更

高齢者を狙った悪質商法にご注意!

生駒市では、60歳以上の人口は41,057人、全体の約34.9%(令和5年7月1日現在)と高齢化が進む中、高齢者を標的にした悪質商法が、次々と新しい手口で発生しています。令和4年度に消費生活センターに寄せられた60歳以上の方からの相談は約52.9%と全体の半分以上を占めています。

なぜ高齢者は悪質商法にあいやすいのか?

●消費者トラブルにあっても、だまされたことに気づきにくい!

悪質業者は優しい言葉と巧妙な手口で近づいてきます。「親切でいい人」を装って話し相手になり、油断したところで契約を勧めてきます。警戒心を忘れて信用してしまい、まさか自分がだまされているとは気づかないことが多いです。



●被害にあったことに気づいても、「恥ずかしい」とか「迷惑をかけたくない」と思い、誰にも相談しない場合が少なくない!

被害に気づいても誰にも相談しない理由として、「自分に責任があるから」、「人に言うのは恥ずかしい」、「誰にも迷惑をかけたくない」と答える方が多く、悪質業者が巧みなセールストークで、「誰にも言わないように!」と口止めするケースもあります。

高齢者を消費者トラブルから守るために…

消費者トラブルを未然に防止するためには、高齢者自身が日頃から消費生活や消費者問題に関心を持って学んでいただくことが大切です。また、被害の拡大を防ぐためには、家族や高齢者を見守る地域の皆様が、日頃からの声かけなどを通じて消費者トラブルに気づき、本人に消費生活センターへの相談を勧めるなどのご協力をお願いします。

～特殊詐欺防止機器の購入費用を一部補助します!～

電話での架空請求や還付金詐欺などの特殊詐欺が続発しています!

市では、被害を受けやすい65歳以上の高齢者を含む市内の世帯に、特殊詐欺防止機器の購入費用の一部を補助しています。

(詳しくは防災安全課☎0743-74-1111(内線3120)まで)

「18歳から大人」です。

■成人になると、一人で契約できる反面、原則として一方的に契約をやめることができません。未成年者取り消しができないため、契約するかどうかは慎重に考えましょう。

■不安に思ったら、その場で契約せず、家族や消費生活センターに相談しましょう。

